

○松山衛生 e c o センターし尿処理手数料条例

制 定 昭和 44 年 3 月 31 日条例第 2 号

改 正 平成 元年 3 月 1 日条例第 3 号

平成 31 年 3 月 1 日条例第 1 号

令和 2 年 3 月 12 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 松山衛生 e c o センターで行うし尿処理の手数料について、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の額)

第 2 条 手数料の額は、1 回の搬入量が 10 キログラムまでごとにつき 1 円 14 銭とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(手数料の納付)

第 3 条 手数料の徴収方法等については、組合長が別に規則で定めるところによる。

2 手数料を納期までに納付しない場合は、以後組合長はし尿の処理を拒否することができる。

(手数料の減免)

第 4 条 組合長は特別の事由があると認めるものについては、手数料を減免することができる。

(委任事項)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、別に組合長が定める。

付 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 元年 3 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 31 年 3 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 2 年 3 月 12 日条例第 1 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。